

◎ 各種割引

交通機関の助成等について

▶ JR運賃の割引

対象者	割引の種類	割引率
1. 第1種身体障害者と介護者1人が同時に利用する場合 2. 第1種知的障害者と介護者1人が同時に利用する場合	普通乗車券	全線 50% (半額)
	定期乗車券 注) 小児定期券は割引なし 注) 介護者が通学定期券の使用資格を持っていても、通学定期券を発売しない	
	普通回数乗車券	
	急行券(特急券は割引なし)	
1. 第1種・第2種身体障害者 2. 第1種・第2種知的障害者が本人のみで利用する場合	普通乗車券 注) 片道101km以上利用する場合	全線 50% (半額)
1. 2歳未満の第2種身体障害児及び 1. 2歳未満の第2種知的障害児の介護者1人	定期乗車券 注) 小児定期券は割引なし 注) 介護者に対して通学定期券を発売しない	

※ 割引を受ける際には、「JR駅みどりの窓口」等の発売窓口で手帳を呈示して購入して下さい。

▶ バス運賃の割引

対象者	割引率
第1種身体障害者及び第1種知的障害者(療育手帳「A」)に介護者が同行する場合	本人と介護者 各々50%
第2種身体障害者及び第2種知的障害者(重度以外)に介護者が同行する場合	本人のみ 50%

※ 第2種身体障害者及び第2種知的障害者(重度以外)に介護者が同行する場合、バス会社によっては介護者も割引される場合がありますので、詳しくは乗車するバス会社にお問い合わせ下さい。

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方やその介護者については、バス会社によっては割引される場合がありますので、詳しくは乗車するバス会社にお問い合わせ下さい。

▶ 航空運賃の割引

対象者	適用区間	割引率
下記の手帳をお持ちの方及び介護者1人まで ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	国内線全線	航空会社によって異なりますので、各航空会社にお問い合わせ下さい。

※ 割引を受ける際には、航空会社の窓口到手帳を呈示して購入して下さい。

▶ タクシー運賃の割引

対象者	割引率	利用方法
身体障害者手帳及び療育手帳所持者	10%	乗車と同時に乗務員に手帳を呈示

▶ 有料道路通行料金割引

対象者	割引率	利用方法
1. 身体障害者（1級～6級）で、自ら運転される方 2. 第1種身体障害者又は療育手帳「A」の方の介護のために運転される方	50% (半額)	割引のシールが貼付された手帳を料金所で呈示 (ETCを登録している場合は、ETCレーンで自動的に割引が受けられます。)

※ 割引を受けるには役場保健福祉課の窓口での申請が必要になりますので、下記の持ち物を持参し、申請の手続きをお願いいたします。

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・車検証
- ・運転免許証

※ ETCをご利用の方は、上記3点のほかに下記の持ち物も持参して下さい。

- ・ETCカード（障害者本人のもの。未成年の場合は保護者のもの。）
- ・ETC車載器セットアップ申込書及び証明書

▶ 障害者施設通所交通費の給付について

生活能力又は就労能力向上のための訓練を行う施設に通所する在宅で生活する障害者に対し、当該通所に係る交通費を給付する制度です。

交通費の給付額は、通所者が自宅から施設までの交通費について運賃及び交通機関の状況に照らし、最も合理的かつ経済的と認められる経路及び方法により、次により算出した額を助成するものとする。

- (1) 公共交通機関のバスによる場合は実費額とする。ただし、身体障害者手帳又は療育手帳を有し、運賃の割引を受けることができる場合は、割引後の額とする。
- (2) 自家用車による場合は、1kmにつき20円とする。

▶ じん臓通院交通費助成について

身体障害者手帳を所持するじん臓機能障害者が人工透析を受けるために他の市町村の医療機関に通院する場合、交通費の助成が受けられる制度です。

所得の状況や通院回数等により助成対象にならない場合もあります。

補助基準額（通院距離の助成単価）

距離区分	補助単価 (片道分)	距離区分	補助単価 (片道分)
25km まで	150円	150km を超えて175km まで	1,470円
25km を超えて50km まで	350円	175km を超えて200km まで	1,680円
50km を超えて75km まで	610円	200km を超えて225km まで	2,020円
75km を超えて100km まで	800円	225km を超えて250km まで	2,200円
100km を超えて125km まで	1,130円	250km を超えて275km まで	2,380円
125km を超えて150km まで	1,280円	275km を超えて300km まで	2,540円